平成２２年（フ）第９７号
横浜市泉区中田東１丁目９番10―501号
債務者　宮原　邦夫
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０２号
横浜市南区通町１丁目12番地４　グランドメゾン横浜蒔田702号室
債務者　滝口　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９９号
神奈川県綾瀬市上土棚中２丁目14番22―２号
債務者　大和　円満
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２１号
横浜市保土ケ谷区上菅田町418番地の101
債務者　石井みどり
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０号
栃木県宇都宮市五代１丁目16番54号
債務者　田中　昌美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７号
栃木県宇都宮市上小倉町2343番地２
債務者　細山ウタ子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７０号
栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目15番15号
債務者　柚木　　恵
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３２号
川崎市高津区末長1029番地
債務者　森　　貞子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
川崎市幸区南加瀬２丁目36番25―201号ツバサビル、前住所川崎市幸区南幸町２丁目77番地パティオ277―202
債務者　井上　好光
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７号
長野県小諸市甲3916番地８　市営住宅434号
債務者　小林　初男
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第９号
長野県小諸市甲4070番地16　新みどりヶ丘団地42―３
債務者　依田　暁伸
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１０号
長野県小諸市甲4070番地16　新みどりヶ丘団地42―３
債務者　依田　美希
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第６１号
愛知県豊田市若林東町竹陽34―１、住民票上の住所愛知県岡崎市北野町字東山200番地　コーポ中垣205
債務者　大池　　操
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月29日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３５８７号
神奈川県横須賀市深田台９番地10
債務者　石渡　陽子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８２号
横浜市都筑区大丸15番３―111号
債務者　矢口　洋司
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８３号
横浜市都筑区大丸15番３―111号
債務者　矢口　禮子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部